

各 位

会 社 名 ソ ニ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 平 井 一 夫
(コード番号 6758 東証 第1部)
問 合 せ 先 財 務 部 V P 村 上 敦 子
(TEL:03-6748-2111(代表))

転換社債型新株予約権付社債の転換価額に係る算式の決定に関するお知らせ

ソニー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2015年6月30日に公表した130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本新株予約権付社債の転換価額の算式を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）

転換価額は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、2015年7月13日(月)から2015年7月15日(水)までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に137%から142%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額（当該金額が5,000円超の場合は1円単位として1円未満の額を切り上げ、5,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満の額を切り上げる）とする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が2,978.0円を下回る場合は、本新株予約権付社債の発行を中止する。

2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権が付された本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な価値と本社債の利率（年0.0%）及び払込金額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

ご注意:この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

<ご参考>本新株予約権付社債の概要（2015年6月30日公表）

- | | |
|------------|--|
| (1) 社債総額 | 金 1,200 億円 |
| (2) 申込期間 | 転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (3) 払込期日 | 2015年7月21日(火)から2015年7月23日(木)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (4) 行使請求期間 | 2015年9月1日から2022年9月28日までの間 |
| (5) 償還期限 | 2022年9月30日 |

以 上

ご注意:この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。